

世界物価連動国債ファンド

追加型投信 / 海外 / 債券

愛称：物価の優等生

[投資信託説明書 (交付目論見書) | 2012.3.13]

本書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|----------------|---------------------|------|---------------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 海外 | 債券 | その他資産 (投資信託証券 (債券)) | 年4回 | グローバル (日本を除く) | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書 (請求目論見書) に掲載しております。
- 投資信託説明書 (請求目論見書) は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書 (請求目論見書) の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書 (交付目論見書) により行う「世界物価連動国債ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月12日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月13日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円
(資本金、運用純資産総額は2011年12月末日現在)

<照会先>

電話番号：03-3434-5544
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ：<http://www.tdasset.co.jp/>

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長 (金商) 第357号
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆1,804億円

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。



ファンドの特色

- **信用力の高い世界の物価連動国債に投資します(日本を除く)。**
 - 物価連動国債は「国債」です。
 - 当ファンドは、外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」を通じて、主として日本を除く世界の物価連動国債に投資を行います。
- **物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます。**
 - 物価連動国債とは、物価に連動して元本・利息が増減する国債です。
- **原則として、毎決算時(3ヵ月毎)に収益の分配を行います。**
 - 3・6・9・12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- **原則として為替ヘッジは行いません。**
 - 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。
- **バンガード社が外国投資信託の運用を担当します。**
 - 「グローバルインフレ連動国債ファンド」の運用は、世界有数の運用会社である、ザ・バンガード・グループの一員バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社が行います。

ザ・バンガード・グループとは

米国ペンシルバニア州バレーフォージに本社を持つ1975年に設立された運用会社です。現在では総資産約1.8兆ドル(約139兆円)と世界有数の運用資産規模を有しています。1976年、業界初の公募インデックスファンドの運用を開始し、現在のインデックス運用資産は総額約1兆910億ドル(約84兆円)です。同社はインデックス運用のエキスパートとして、世界でその実績を認められています。(2011年12月末日現在、1ドル77円で換算)

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

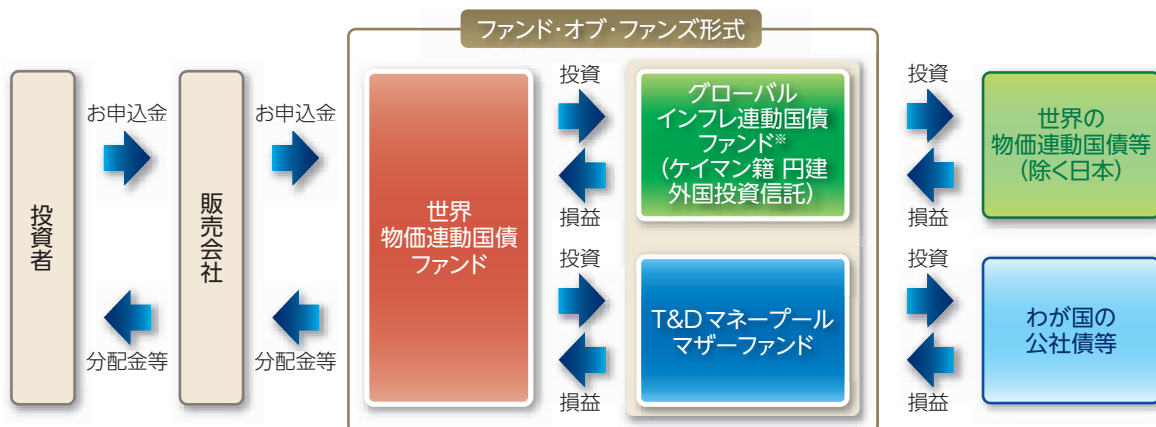
ファンドのしくみ

● 当ファンドは、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

- ケイマン籍 円建外国投資信託「グローバルインフレ連動国債ファンド」
- 親投資信託「T&Dマネープールマザーファンド」

○ 「グローバルインフレ連動国債ファンド」の組入比率は、原則として高位を保ちます。

○ 各投資信託証券の組入比率には制限を設けません。

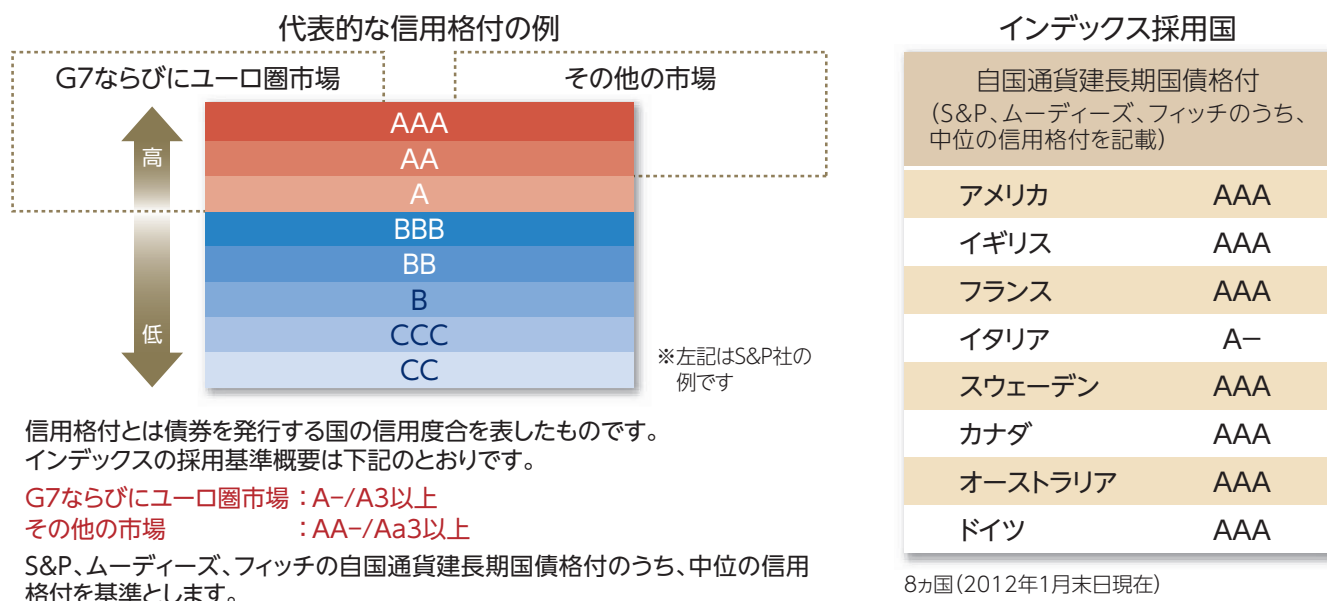


※当該外国投資信託は、パークレイズ・キャピタル世界物価連動国債インデックス (除く日本) に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。

信用力の高い世界の物価連動国債に投資します (日本を除く)

- 物価連動国債は「国債」です。したがって、発行国の信用力からくるメリットを享受できます。
- 主要先進国が発行する物価連動国債は一般的に信用力が高いとされています。

パークレイズ・キャピタル世界物価連動国債インデックス (除く日本) 採用基準 (2012年1月末日現在)



※記載のデータは過去のものであり、将来を予測・保証するものではありません。

※パークレイズ・キャピタル世界物価連動国債インデックス (除く日本) は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、世界の物価連動国債市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。なお、同指数の公表、採用国およびその基準等については今後予告無く中止、変更される可能性があります。

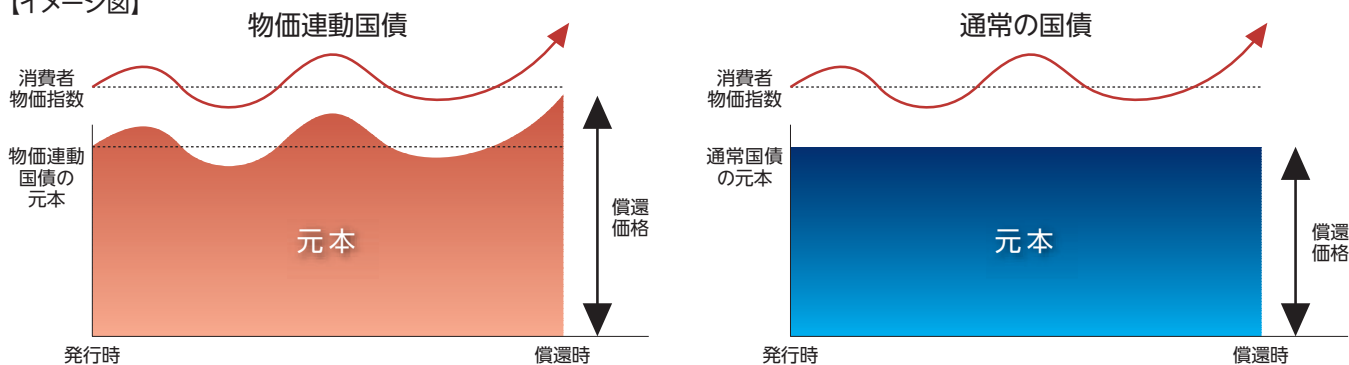
物価上昇時には資産価値を保全する効果が期待できます

- 債券を発行している国の物価*が上昇(下落)した分、元本が増加(減少)する国債です。
- 物価が上昇した場合、元本の増加を発行国が保証します。

※物価とは各国が発表する、主として消費者物価指数(CPI)を指します。

物価連動国債のしくみ

【イメージ図】



- ・物価の動きに合わせて元本が増減します。
- ・発行時から償還時までの物価の変動率(累計インフレ率)がマイナスとなった場合元本は発行時を下回ります。ただし償還時には物価連動国債の元本保証を行っている国があります。(注)
- ・利率(クーポン)は一定ですので利息額は元本の増減に応じて変動します。

- ・元本は償還時まで一定です。

(注) 償還までの累計インフレ率がマイナスとなった場合の元本保証を行っている国には、アメリカ、フランス、イタリア、ドイツ、オーストラリア、スウェーデン(一部あり)などがあります。(2012年1月末日現在)

※表記の元本はあくまで債券の額面価格であり、期中の債券価格とは異なります。

※上図は消費者物価指数(CPI)の変化による元本の変動の仕組みを表したものであり、値動きを示したものではありません。また将来の受取額を予測・保証するものではありません。

主な投資制限

株式への投資割合

株式への投資は行いません。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの使用

有価証券先物取引等を行いません。

分配方針

毎決算時(3月、6月、9月、12月の各10日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

投資する投資信託証券の概要

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | グローバルインフレ連動国債ファンド |
| 分類 | ケイマン籍／外国投資信託／円建 |
| 設定日 | 2005年3月1日 |
| 運用基本方針 | バークレイズ・キャピタル世界物価連動国債インデックス(除く日本)に採用されている国が発行する物価連動国債を主要投資対象とし、原則として同インデックスに連動する投資成果を目標として運用を行います。 |
| 主な投資対象 | アメリカ・イギリス・フランス・イタリア・スウェーデン・カナダ・オーストラリア・ドイツが発行する物価連動国債を主要投資対象とします。 ※投資対象国は2011年12月末日現在のものであり、今後変更の可能性があります。 |
| 主な投資制限 | 原則として為替ヘッジは行いません。 |
| 分配方針 | 原則として、3ヵ月毎に利子・配当等収益および売却益を原資として配当を行います。 |
| 決算日 | 11月末日 |
| 信託報酬等 | 運用報酬 純資産総額の年0.22%以下 管理報酬 純資産総額の年0.10%程度 信託報酬等合計 純資産総額の年0.32%程度 *上記報酬は資産規模等により変動します。 *上記管理報酬には保管費用等を含みます。申込手数料はありません。 |
| 投資顧問会社 | バンガード・インベストメンツ・オーストラリア社 |

| | |
|--------|-------------------------------------|
| ファンド名 | T&Dマネープールマザーファンド |
| 分類 | 親投資信託 |
| 設定日 | 2005年2月28日 |
| 運用基本方針 | 安定した収益の確保を目指して運用を行います。 |
| 主な投資対象 | わが国の公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。 |
| 主な投資制限 | ①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 |
| 分配方針 | 分配は行いません。 |
| 決算日 | 6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託報酬等 | 信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありませぬ。 |
| 委託会社 | T&Dアセットマネジメント株式会社 |

投資リスク



基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

| | |
|---------------|--|
| 物 価 変 動 リ ス ク | 一般に物価が下落した場合は、物価連動国債の元本や利払い額が減少するため、物価連動国債の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。 |
| 債券価格変動リスク | 債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。 |
| 為 替 変 動 リ ス ク | 外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。 |

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

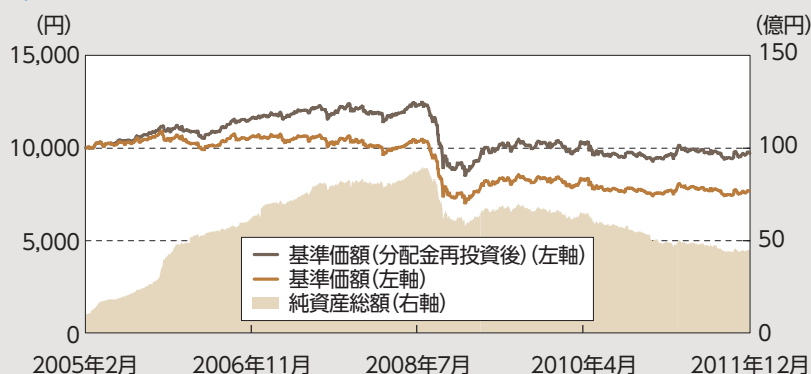


リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。



基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)の推移は税引前分配金を再投資したものと計算しています。
 なお、基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。



分配の推移(1万口当たり、税引前)

| | |
|----------------|---------------|
| 2011年12月 | 30円 |
| 2011年 9月 | 30円 |
| 2011年 6月 | 30円 |
| 2011年 3月 | 30円 |
| 2010年12月 | 30円 |
| 直近1年間累計 | 120円 |
| 設定来累計 | 2,360円 |



主要な資産の状況

●投資比率

| | |
|-------------------|---------------|
| グローバルインフレ連動国債ファンド | 93.6% |
| T&Dマネープールマザーファンド | 2.9% |
| コール・ローン、その他 | 3.5% |
| 合計 | 100.0% |

●グローバルインフレ連動国債ファンドにおける運用状況(現地月末基準)

< 組入上位銘柄 >

| 銘柄名(銘柄数90) | 年利率 | 償還日 | 信用格付 | 比率 |
|------------|--------|------------|------|------|
| アメリカ物価連動国債 | 1.125% | 2021/1/15 | AA+ | 2.4% |
| アメリカ物価連動国債 | 3.875% | 2029/4/15 | AA+ | 2.3% |
| アメリカ物価連動国債 | 2.375% | 2025/1/15 | AA+ | 2.3% |
| イギリス物価連動国債 | 2.500% | 2016/7/26 | AAA | 2.2% |
| アメリカ物価連動国債 | 1.250% | 2020/7/15 | AA+ | 2.1% |
| イギリス物価連動国債 | 1.250% | 2027/11/22 | AAA | 2.1% |
| イギリス物価連動国債 | 1.875% | 2022/11/22 | AAA | 2.0% |
| アメリカ物価連動国債 | 0.625% | 2021/7/15 | AA+ | 2.0% |
| イギリス物価連動国債 | 2.500% | 2020/4/16 | AAA | 2.0% |
| アメリカ物価連動国債 | 3.625% | 2028/4/15 | AA+ | 1.9% |

< 国別組入比率 >

| 国 | 比率 |
|---------|-------|
| アメリカ | 42.9% |
| イギリス | 28.4% |
| フランス | 11.5% |
| イタリア | 6.1% |
| ドイツ | 3.9% |
| カナダ | 3.3% |
| スウェーデン | 1.9% |
| オーストラリア | 1.3% |
| 円キャッシュ等 | 0.7% |

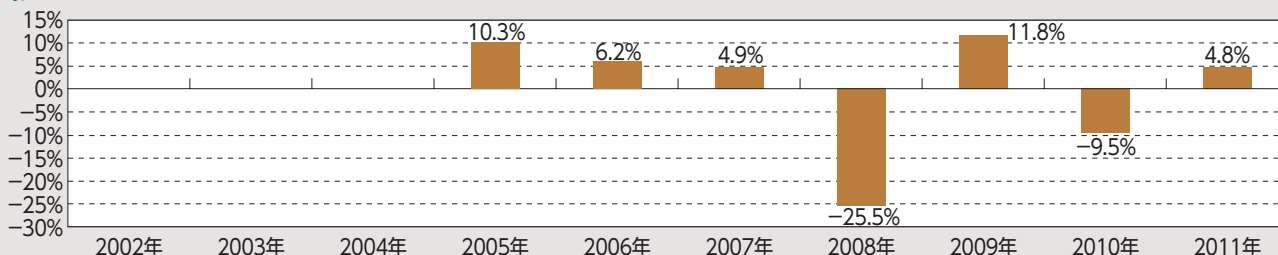
※上記のデータは管理会社であるBBH(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン)からのデータおよび、運用会社であるバンガード・インベストメンツ・オーストラリア社からのデータを使用しております。

また、各比率は「グローバルインフレ連動国債ファンド」の純資産総額に対する評価額の比率です。

※信用格付は、スタンダード&プアーズ社およびMoody's社の信用格付のうち、下位信用格付を採用。



年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2005年は設定日(2月28日)から年末までの騰落率を表示。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ◆最新の運用状況は委託会社のホームページをご覧ください。

手続・手数料等



お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 購入の申込期間 | 平成24年3月13日から平成25年3月8日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | ありません。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込の受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(平成17年2月28日設定) |
| 繰上償還 | 投資対象とする外国投資信託が存続しなくなる場合は、繰上償還されます。また、受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 3月、6月、9月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| 公告 | 委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 6月および12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 |
| 購入・換金申込不可日 | 下記に該当する日には、販売会社が営業日であっても購入・換金のお申込はできません。 <申込不可日> ・ニューヨーク、ロンドン、メルボルンもしくはケイマンの銀行または金融商品取引所の休業日 |



ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | 購入価額に、 2.1%(税抜2.0%)以内 で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|------|------------------|------|------------------|------|------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 毎日、ファンドの純資産総額に 年0.945%(税抜0.90%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。 | | | | | | | |
| | 運用管理費用 (信託報酬)の配分 | <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.315%(税抜0.30%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.588%(税抜0.56%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.042%(税抜0.04%)</td> </tr> </table> | 委託会社 | 年0.315%(税抜0.30%) | 販売会社 | 年0.588%(税抜0.56%) | 受託会社 | 年0.042%(税抜0.04%) |
| | 委託会社 | 年0.315%(税抜0.30%) | | | | | | |
| 販売会社 | 年0.588%(税抜0.56%) | | | | | | | |
| 受託会社 | 年0.042%(税抜0.04%) | | | | | | | |
| 投資対象とする外国投資信託 実質的な負担(※) | 外国投資信託の純資産総額に対し、年0.32%程度 年1.265%(税抜1.22%)程度 | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>【監査費用】毎日、ファンドの純資産総額に年0.0084%(税抜0.008%)の率を乗じて得た額とし、ファンドでご負担いただきます。</p> <p>【その他】証券取引に伴う手数料等をファンドでご負担いただきます。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | | |

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|---------------------------------------|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して10% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10% |

- ・上記は、平成23年12月末日現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。